青

〇右 〇右

同

同.....

青森県告示第八百五十一号

第四千五百四十六号

十二月二十八日

号録

名氏名 又は 称は

住

所

名 事

称

所 在 所 地

年登

- 月 日 日

備

考

業

青森県知事

三

村

申

吾

平成三十年

台右 台右 ○特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出………… 公 告 目 同..... 告 示 次 (食の安全・) (道 林 保高 険 編 路 同 同 政 課) 課祉 : = : = : : : \equiv

番登

0三1001 組生津 合活保 同健

二野弘前 一二丁目 日本 二丁子 じシスへ組生津 さョテル合活軽 いンテパ健協保 あー1 生同健 田向弘 二外 前 市 大 四 の 豊 の 豊

訪問介護

등平 一・成 一・ 三

青森県告示第八百五十二号

規定により告示する。 年法律第二百四十九号) 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、 第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一 森林法 (昭和二 項

平成三十年十二月二十八日

青森県知事

三

村

申

吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

(農村整備課)

同

: :

同

깯 \equiv \equiv

二、三三八の三、三三八の二八、三三八の三四、三三八の二四七から三三八の二五 西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎三二七の一、三二七の二、 三二八の一、三二八の

まで

保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

示

変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法

2 主伐に係る伐採種は、 定めない。

る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ら特定行為業務を行う必要がなくなった旨の届出があったので、同法附則第二十条第

いて準用する同法第四十八条の六第二項の規定により、次の登録特定行為事業者か

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)附則第二十条第二項に

一項において準用する同法第四十八条の八第三号の規定により公示する。

 (\Box) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、 期間及び樹種

平成三十年十二月二十八日

次のとおりとする

役場に備え置いて縦覧に供する。 「次のとおり」は、省略し、 その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町

青森県告示第八百五十三号

規定により告示する。 年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、 森林法 (昭和二十六

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西津軽郡深浦町大字広戸字家野上九二の二、九二の四、 字母沢家岸一〇一の六

保安林として指定された目的

変更後の指定施業要件 一砂の流出の防備

森

 \equiv

立木の伐採の方法

青

主伐に係る伐採種は、 定めない。

2 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

3

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

役場に備え置いて縦覧に供する。) 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び深浦町

青森県告示第八百五十四号

規定により告示する。 年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の 次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定であるので、森林法(昭和二十六

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

保安林として指定された目的

三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山

公衆の保健

変更後の指定施業要件

三

立木の伐採の方法

次の森林については、主伐は、択伐による。 三戸郡三戸町大字貝守字貝守深山一の一四二(次の図に示す部分に限る。)

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2

3 る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係

間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

「次の図」及び「次のとおり」は、 次のとおりとする。 省略し、その図面及び関係書類を青森県農林

水産部林政課及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第八百五十五号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり

備部道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成三十一年一月二十七日まで青森県県土整

平成三十年十二月二十八日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

三五 五 七 号 第	言二二号	登録番号	
肥副 料産 石灰	肥副 料産 石灰	種肥 料 類の	
カルラミ	ル長 パラシ ー	名肥 料 称の	
慶株式会社長	慶 株式会社長	は <i>0</i> 名足 称 <i>3</i>	七産
七丁字弘 目高前 六田大 の三大	七丁字弘 目高前 六三大 の三大	変更前	生産業者
の田字弘 二浦石前 六二字大	の田字弘 二浦石前 六一字大	変更後	有の住所
"	デ・ m・ 六	年月日	変更

公

2

県

道

線田鰺ケ沢

西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五八の五まで 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五七から

後

一・一六メートルまで○・七六メートルから

七五・〇〇メート

前

二二・七五メートルまで九・五〇メートルから

八六・〇〇メート

前

○・七六メートルまで

七五・〇〇メート

後

二〇・三四メートルまで一九・〇〇メートルから

三・〇〇メート

前

二六・五三メートルまで一九・〇〇メートルから

三・〇〇メート

番図 号面

種道

類の

路

線 名

変

更

0

区

間

前後別 の

敷

地 0) 幅 員

敷

地

0)

延

長

路

1

玉

道

○ 一号

西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五九の一二まで 西津軽郡鰺ケ沢町大字北浮田町字平野一五九の一二から

肥料登録事項の変更

とおり登録事項の変更の届出が 肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十三条第一項の規定により、次の

平成三十年十二月二十八日

平成三十年十二月二十八

八	Щ
日	出があったので、
	つか
	への
	で、
	同
	法第
	1
	ハ条
	第一
	項
	の相
	定
	同法第十六条第二項の規定により公
	50
	公

青森県知事 三 村 申

吾

青森県知事 三 村 申

吾

換地計画書の写し 縦覧に供する書類

縦覧の期間

平成三十一年一月四日から同年二月一日まで

縦覧の場所

三

深浦町役場

換地計画の決定

り、荒川中部地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項にお いて準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定によ

ŋ, 準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 +

黒崎地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において	土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定によ	換地計画の決定
--------------------------------------	--------------------------------------	---------

平成三十年十二月二十八日

り、 準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。 三 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第八十九条の二第一項の規定によ 地引地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において 縦覧の期間 縦覧の場所 縦覧の期間 換地計画書の写し 平成三十一年一月四日から同年二月一日まで 換地計画書の写し 縦覧に供する書類 平成三十一年一月四日から同年二月一日まで 縦覧に供する書類 平成三十年十二月二十八日 青森市役所 換地計画の決定 青森県知事 青森県知事 \equiv \equiv 村 村 申 申 吾 吾

青森市長島一丁目一番一 (発行所・発行人)

一 県号 東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行

定価小口一枚ニ付十五円四十四銭

三

縦覧の場所

南部町役場